

目次

告 示

- 山形県指定有形文化財の管理団体の指定……………（県民文化芸術振興課）…709
○山形県指定史跡の管理団体の指定……………（同）…同
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…710
○県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…716
○公共測量の実施の通知……………（県土整備企画課）…同
○開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（警 察 本 部）…717

正 誤

告 示

山形県告示第553号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第7条の2第1項の規定により、山形県指定有形文化財の管理団体として次のとおり指定する。

令和8年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	管 理 団 体
歴史資料の部	格知学舎関係資料	3種 5,312点	不明	不明	天童市

山形県告示第554号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第36条において準用する同条例第7条の2第1項の規定により、山形県指定史跡の管理団体として次のとおり指定する。

令和8年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	地 番	地 目	地 積	所有者	所有者の住所	管 理 団 体
格知学舎	天童市大字貫津字上貫津	72 （の内）	宅地	1,547.10㎡	不明	不明	天童市

山形県告示第555号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形県米穀集荷協同組合

理事長 土田 仁

山形市東竈野町43番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
高橋 重人 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和8年7月10日
鈴木 美由紀 玄米	同 左		
尾崎 彰太郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡部 正寛 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 宗一 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 玄米、大豆、そば	同 左		
庄司 保志 もみ、玄米	同 左		
丹野 正英 もみ、玄米、大豆	同 左		
伊藤 忠一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
井上 信敏 玄米、大豆、そば	同 左		
森 裕子 玄米、大豆	同 左		
須藤 賢治 玄米	同 左		
植松 伸之 玄米	同 左		
黒山 典之 玄米、大豆、そば	同 左		
本間 正子 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
国分 政行 玄米、大豆、そば	同 左		

柿本 吉雄 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 峰夫 玄米、大豆、そば	同 左
佐々木 重四郎 玄米、大豆、そば	同 左
井上 孝一 玄米、大豆、そば	同 左
手塚 昌之 玄米、大豆、そば	同 左
竹田 正幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石川 忠良 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 玄米、大豆、そば	同 左
淀野 昭仁 玄米、大豆	同 左
井上 文典 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 優子 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 玄米、大豆	同 左
石川 尚 もみ、玄米、大豆	同 左
小島 行雄 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 もみ、玄米	同 左
大津 敏春 もみ、玄米	同 左
秋葉 一司 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 玄米、大豆、そば	
大山 清博 玄米	
鈴木 互 玄米	同 左
星田 政一 玄米、そば	同 左

今野 悦子 玄米	同 左
小野寺 智保 玄米、大豆、そば	同 左
栗田 勝治 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 志朗 玄米	同 左
近岡 秀一 玄米	同 左
我妻 正昭 玄米	同 左
伊藤 雅幸 玄米	同 左
舟山 一美 玄米	同 左
高橋 治 もみ、玄米	同 左
工藤 浩 玄米、大豆、そば	同 左
大津 朋洋 玄米	同 左
佐藤 智之 玄米	同 左
逸見 弘子 玄米、大豆	同 左
富樫 宏一 玄米	同 左
安喰 昭裕 玄米	同 左
鈴木 文明 そば	同 左
鈴木 亮吉 玄米	同 左
渡辺 貴志 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 玄米	同 左
櫻井 卓弥 玄米、大豆	同 左
角屋 晃孝 玄米	同 左
渡邊 徹 玄米	同 左
茂出木 純也 玄米	同 左
淵田 春美 玄米、大豆	同 左

佐藤 良平 玄米	同 左
高津 史康 玄米、小麦、大豆	同 左
香曾我部 健 玄米	同 左
成原 恵美 玄米	
斉藤 咲恵子 玄米	同 左
今野 寿洋 玄米	同 左
渡部 由里子 玄米	同 左
佐々木 和代 玄米	同 左
須賀 正樹 玄米	同 左
竹田 幸広 玄米、大豆	同 左
佐藤 太 玄米	同 左
後藤 周一 玄米	同 左
結城 友靖 玄米、大豆、そば	同 左
福井 晋哉 玄米	同 左
高橋 彰良 玄米	同 左
柿本 卓也 玄米、大豆、そば	同 左
我妻 正考 玄米、大豆	同 左
井上 元紀 玄米	同 左
樋口 幹夫 玄米	同 左
淵田 正樹 玄米	同 左
石川 直美 玄米	同 左
小島 隆行 玄米	同 左
佐藤 暁 玄米	同 左
熊倉 寿 玄米	同 左

大川 好友 玄米	同 左
尾崎 雄大 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
松澤 英紀 玄米	同 左
関 陽介 玄米	同 左
菊池 明博 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
國分 宏樹 もみ、玄米	同 左
溝越 清貴 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼沢 弘明 玄米	同 左
鈴木 淳一 玄米	同 左
森 郁 玄米	同 左
高橋 伶央 玄米	同 左
栗田 亮平 玄米	同 左
伊藤 昇 玄米	同 左
石川 恵介 玄米	同 左
早川 健 玄米	同 左
小形 仁 玄米	同 左
花谷 佳和 玄米	同 左
後藤 尚樹 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 健志 玄米	同 左
高橋 陽平 玄米	同 左
石川 尚大 玄米、大豆	同 左
堀川 孝介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 貴己 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 啓太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東根市農業協同組合

代表理事組合長 松浦 洋二

東根市中央東三丁目 7 番21号

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
安達 清春 玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和 8 年 6 月 30 日
鈴木 晃悦 玄米、大豆	同 左		
植松 美智也 玄米、大豆	同 左		
太田 孝 玄米、大豆	同 左		
滝口 真 玄米、大豆	同 左		
奥山 祐介 玄米、大豆	同 左		
渡辺 智信 玄米、大豆	同 左		
安達 巧 玄米、大豆	同 左		
清水 博幸 玄米、大豆	同 左		
早坂 茂樹 玄米、大豆	同 左		
浅野目 忠 玄米、大豆	同 左		
大越 崇生 玄米、大豆	同 左		
館下 勇 玄米、大豆	同 左		
笹原 慎之介 玄米、大豆	同 左		
高梨 剛 玄米、大豆	同 左		
小松 伸悟 玄米、大豆	同 左		
大江 智彦 玄米、大豆	同 左		
原谷 直人 玄米、大豆	同 左		
瀬野 暢宏 玄米、大豆	同 左		
	佐藤 博紀 玄米、大豆		
	森谷 篤 玄米、大豆		

山形県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営浅立本田地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営浅立本田地区土地改良事業計画書（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））の写し
- 2 縦覧に供する場所
長井市役所及び白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和8年7月24日から同年8月24日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第557号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町大字小玉川地先及び大字大滝地先
- 2 公共測量を実施する期間
令和8年7月10日から同年11月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量及びUAVレーザ測量）

山形県告示第558号

次の開発行為は、完了した。

令和8年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和8年3月6日 指令村総建第326号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡河北町谷地字月山堂676番1、677番1、678番1、679番1、680番1、680番3、692番1、693番1、693番4、694番、695番、696番、697番、697番2、697番3、698番1、698番3、698番5、708番1、709番、679番1地先、693番4地先、694番地先、698番3地先、709番地先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市白山三丁目8番30号 山形ダイハツ販売株式会社

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 8 年 7 月 24 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部交通規制課交通管制係 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 6 月10日
- 4 落札者の名称及び所在地
東京センチュリー株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額 317,486,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日
令和 8 年 4 月 21 日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 8. 4. 1	号外 (19)	12	2	山形県屋外公告物条例	山形県屋外広告物条例
同	同	同	下から22	山形県屋外公告物条例	山形県屋外広告物条例
同	同	38	31	「県土利用政策課長」	「、県土利用政策課長」
同	同	39	下から20	庄内空港事務所」に	庄内空港事務所、」に

令和8年7月24日印刷
令和8年7月24日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県